

第3章 道路特定事業以外のバリアフリー化対策

3. 1 その他の道路事業について

「生活関連経路」及び「その他経路」以外の道路についても、「重点整備地区」内外を問わず、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、一体的にバリアフリー化を図るよう努めます。

また、生活関連経路で計画していく他の事業とも調整して整備していきます。

表3. 1 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次							
			H25	26	27	28	29	30	31	32
生活関連経路③	一般市道 三条通	歩行空間の明確化								
—	生活関連経路及び その他経路以外の道路	他の事業や維持管理 の中で可能な限り バリアフリー化								

3. 2 ハードと一体となったソフト的対策について

大宮地区において既存の歩道の改良などによるバリアフリー化を図りますが、あわせて、ソフト的対策も進めていき、「心と心が通じ合い、安心・安全に生活できるまち 四条大宮」の実現に向けて取り組んでいきます。

表3. 2 基本構想におけるソフト施策の具体例（心のバリアフリーを推進するソフト施策）

ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	ホームページや冊子、駅の掲示板やバス停の空きスペース、車両内の吊り広告などを活用した、高齢者や障害のある方の手助けの方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報発信など
	高齢者や障害のある方とのふれあいの場の設置など
	駅などにおける介助体験、疑似体験など
	高齢者や障害のある方等に対する声かけの実施
地域住民が主体となった取組の実施	高齢者や障害のある方への手助け、違法駐車・駐輪の抑制、市や事業者が実施する取組やサービスに対する積極的な意見や提案など
学校教育における福祉教育の充実	高齢者や障害のある方との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
違法駐車・駐輪等の防止	違法駐車・駐輪、看板類など、高齢者などの円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など

- 違法な路上駐車や放置自転車等の防止を図るために、それらを利用する人々へ理解と協力を求めるための広報・啓発運動を行うと同時に、「改訂 京都市自転車総合計画（平成 22 年 3 月）」に基づいて各種団体と協力、連携を図り、放置自転車等の対策を検討します。



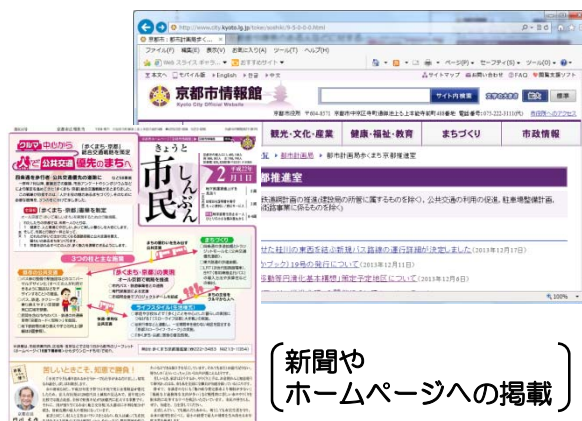
自転車通行止めの看板類



自転車撤去警告看板

- 道路特定事業で実施した道路をより使いやすく維持していくためには、市民一人一人の理解と協力はもとより、行政機関、公共事業者、市民などが互いに連携して取り組んでいきます。

- 市民が高齢者や障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境をつくるために、啓発・情報発信の場を設けるなど、心のバリアフリーが大切です。



〔新聞やホームページへの掲載〕

- 路上の占有物の抑制についても啓発チラシなどによって適正な道路利用を促進します。また、日常的な門掃きや定期的な町内清掃等、自主的な美化活動を実施する住民・団体への支援を行い、道路の保全管理を市民と協働して行っています。



美化啓発看板



ビッカ ビッケ
京都市まちの美化推進事業団シンボルキャラクター

3. 3 案内情報の充実について

大宮地区は、生活関連施設への利用等来訪者も多いことから、分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実に取り組んでいきます。

表3. 3 基本構想におけるソフト施策の具体例（情報のバリアフリーを推進するソフト施策）

ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
バリアフリー化設備に関する情報の収集・発信	ホームページや冊子等による駅のエレベーターや多機能トイレの有無等のバリアフリーに関する情報発信（京都市や公共交通事業者のホームページなど）
	バリアフリーマップの作成（駅のバリアフリー化状況，車いすで行ける観光施設など）
駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	移動経路における情報のバリアを解消するための，電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など
	すべての人に分かりやすい，統一性，連続性のある案内情報の提供など

3. 4 その他のソフト施策について

第2章で示した具体的なバリアフリー事業の方針では、地形上の理由、用地上の理由等により改善できない道路等が生じることがあります。そのような箇所においては、だれもが快適で移動しやすい道路環境整備がハード対策のみでは対応できません。

そこで、迂回路等の情報を提供するとともに、個人が高齢者や障害のある方等に対する理解を深め、手助け、声掛け等の協力を行うことができる環境を整備することに努めます。

また、自転車の走行・駐輪マナー啓発についても行政機関、公共交通事業者、市民の方等と連携しながら取り組んでいきます。